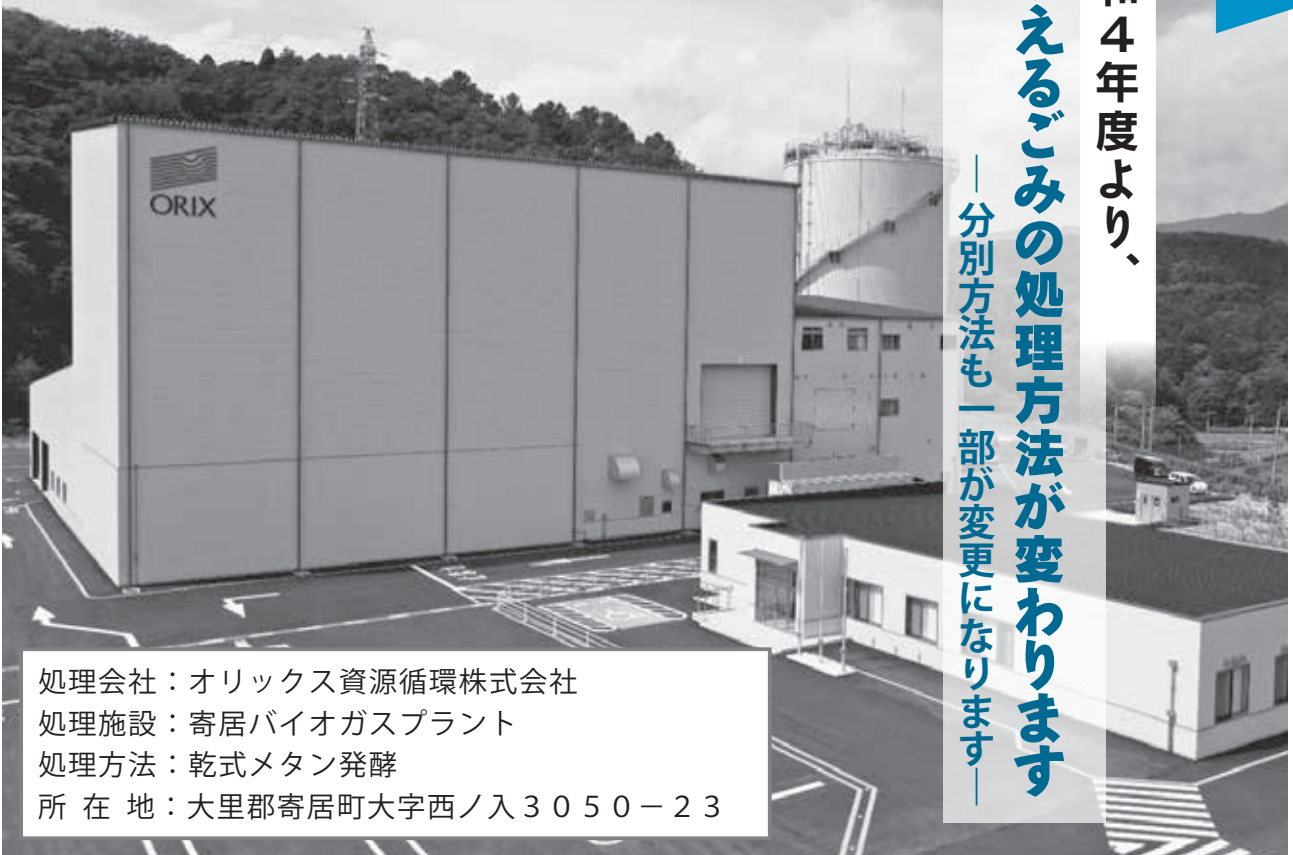


燃えるごみの処理施設



処理会社：オリックス資源循環株式会社
 処理施設：寄居バイオガスプラント
 処理方法：乾式メタン発酵
 所在地：大里郡寄居町大字西ノ入3050-23

令和4年度より、

燃えるごみの処理方法が変わります

— 分別方法も一部が変更になります —

経過

小川地区衛生組合は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町および東秩父村で構成され、管内のごみ処理を行っています。組合のごみ焼却施設は、稼働から45年が経過し、施設の老朽化が課題となっていました。

今後の施設のあり方を検討するため、検討委員会を組織し、燃えるごみの処理のあり方を協議しました。その結果、現在のごみ焼却施設は、令和3年度をもって閉炉することとし、令和4年度から、燃えるごみの処理を民間委託することになりました。

新たな処理方法

(焼却からメタン発酵へ)

民間委託するに伴い、公募型プロポーザル方式による企画提案を経て、オリックス資源循環(株)の寄居バイオガスプラントを燃えるごみの主たる処理施設とすることを決定しました。

この施設は、燃えるごみに含まれる食品廃棄物や紙ごみなどのバイオマス資源をメタン菌により発酵させて生成するバイオガスを発電用燃料とする再生可能エネルギー施設です。焼却を行わないため二酸化炭素の発生を低減することができます。

なお、燃えるごみに含まれるプ

発酵しないごみ (発酵不適物)

「発酵不適物」は、ビニール製品、プラスチック製品、布類などです。



正しい分別、ごみの減量化にご協力をお願いいたします。

ラスチック素材のものなどメタン発酵しないごみは発酵不適物となります。発酵不適物は、同社の寄居工場での別処理を行わなければならないため、正しい分別をお願いいたします。